

令和 8 年 4 月 1 日  
(平成 29 年 9 月 1 日 改訂)  
(平成 30 年 3 月 7 日 改訂)  
(令和 8 年 4 月 1 日 改訂)

## 堺市立福泉上小学校いじめ防止対策基本方針

### 1 いじめに対する基本認識

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のいじめの定義を踏まえ、本校のすべての教職員は、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る重大な人権侵害である」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) けんかやふざけあいと思われる事象であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。
- (3) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (4) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (5) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

### 2 いじめの未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたい授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを学習しておく。
- (10) 特に配慮が必要な児童については支援を行うとともに周囲の児童に対する指導等を行う。

### 3 いじめの早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめを疑う。 (例：いじめ対応チェックリスト等)

- (2) 子どもの声に耳を傾ける。 (例：アンケート調査、生活ノート、個別面談等)
- (3) 子どもの行動を注視する。 (例：チェックリスト、ネットいじめ防止教室等)
- (4) 保護者と情報を共有する。 (例：連絡ノート、電話・家庭訪問、PTA の会議等)
- (5) 地域と日常的に連携する。 (例：地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

#### 4 いじめの早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

また、いじめ事象について、単に謝罪をもって安易に解消したと考えることなく、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2点について、継続的な見守り・確認に努める。

- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

#### 5 いじめアンケート調査の実施

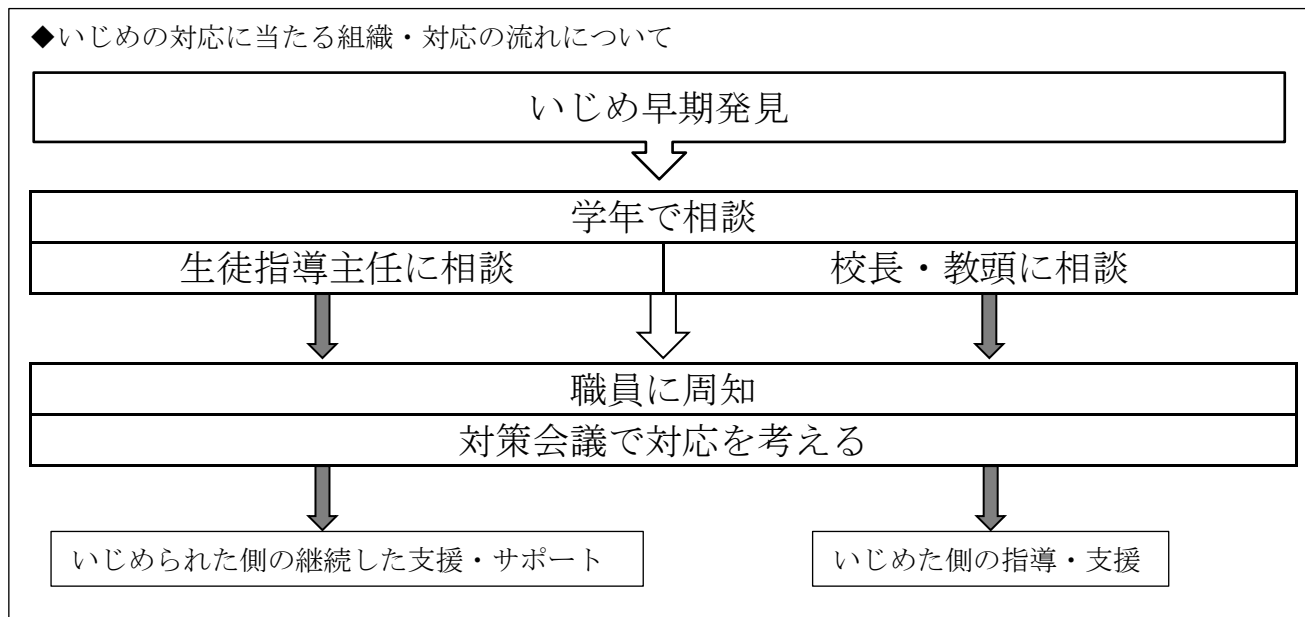
7月、11月、2月の計3回、いじめアンケート調査、個人面談（アンケートをもとにした聞き取り）を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、アンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

#### 6 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

#### 【いじめに対する措置】



- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「校内いじめ対策委員会」に直ちに報告し、情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。また、いじめ問題への対応をテーマにした校内研修を夏季休業中に実施する。

#### ※重大事態への対処について

重大事態の意味（法第28条1項）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- (1) 重大事態の認知後、市教育委員会に報告を行うとともに、本委員会が調査機関として事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (2) 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、当初学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等にあたる。
- (3) いじめを受けた児童及び保護者に対して、適切な情報提供を速やかに行う。
- (4) 調査結果を市教育委員会に報告するとともに、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

#### 7 ネット上のトラブル対応について

携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、メールやSNSを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、小学校4年生を対象にネットいじめ防止教室を開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに西堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### 8 いじめ防止対策における留意事項

- (1) 悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。  
(傍観者への対応)
- (5) いじめはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。  
(観衆への対応)

- (6) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組むこと。
- (7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意すること。

## 9 特に配慮が必要な児童等について

特に配慮が必要な児童については、日常的にその特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童に対する必要な指導を組織的・継続的に行う。

## 10 いじめ防止に関する年間指導計画（案）

月	学校行事	いじめ防止に関する取組	教科等との関連	担当者等	連携する外部専門家等(市教委含む)
4	始業式 内科検診 発育測定 家庭訪問	なかよし活動（～3月） 校内いじめ対策委員会（～3月） 月別生活目標	特別活動	児童会担当 生徒指導委員会	SC, SSW スクールサポーター (警察OB)
5	非行防止教室 体育大会	ストレスセルフチェック	保健	学年主任 養護教諭 体育主任	校医
6	校外学習 非行防止教室 スポーツテスト	人権・特別支援・生徒指導 いじめに関する職員研修		学年主任	
7	個人懇談会 中学校区青少年 健全育成協議会	いじめアンケート① 個人面談①		研修主任 生徒指導主任 人権主担	SC 警察署 指導主事 サポートセンター
8	夏季休業	小中教職員共同研修会		研修主任 学年主任	
9	発育測定 宿泊体験学習	保健指導 体罰防止研修		養護教諭 管理職	
10	連合運動会	SAFEプログラム キャップハンディ体験		担当学年	
11	校外学習 連合音楽会 上っこまつり にんげん学習交流会	健全育成地域交流事業 児童・保護者学校教育アンケート ネットいじめ防止教室 いじめアンケート② 個人面談②	道徳	学年主任 人権主担 生徒指導主任	PTA
12	修学旅行 持久走記録会 個人懇談会 教育相談	学校教育自己診断（教職員）		管理職	
1		CAPプログラム		学年主任	警察署 社会福祉協会 PTA

2	なわとび検定 校外学習	学習発表会 地域清掃活動 いじめアンケート③ 個人面談③	総合 特別活動	体育主任	地域
3	お別れ遠足 卒業式 修了式	学校評価		担当学年 管理職	

※年度内 1 回は学習参観にて道徳の授業を実施